



## 一般方針

1. 適切かつ妥当と判断される場合には、地区および複合地区のレベルでユースキャンプ及び交換（YCE）プログラムのさまざまな側面の調整・連絡に当たる委員会を設置する。YCE委員会のメンバーは、各地区ガバナーまたはガバナー協議会によって任命される。複合地区YCE委員会のメンバーには、準地区のYCE委員長を含めることができる。
2. YCEプログラムが年度末を越えてからも続く地区または複合地区では、新しい地区ガバナーまたは複合地区ガバナー協議会は、6月30日までに手配されたYCEプログラムが成功に終わるよう、適宜YCE委員長または委員会が監督を続けることを許可できる。
  - a. 地区ガバナーおよび協議会議長は、年度が変わってもYCEプログラムの継続性が保たれるよう、実行可能であれば常にYCE委員長を留任させることにより、十分に配慮することが奨励される。
  - b. 委員長が交代する時には、退任する委員長はすべての記録を後任者に引き渡す。
3. 地区または複合地区のYCEプログラムが、理事会によって承認され、以下に詳記された方針、基準、規則を遵守していることを確認できるよう、地区または複合地区YCE委員長の就任はMyLCIで地区ガバナーおよび協議会議長により承認されるべきである。
4. 認定されたYCEプログラムと地区および複合地区YCE委員長は、ライオンズクラブ国際協会ウェブサイトの公式YCE国際ディレクトリに掲載される。
5. 賠償責任保険プログラムは、YCEプログラムに取り組むライオンズクラブ、地区、または複合地区を保護する。YCEプログラムでは、生じ得る旅行および医療上の緊急事態に対応する十分な保険に、青少年が確実に加入するようにすることが推奨される。
6. 個人情報の保護
  - a. 一般に以下が推奨される。
    - i. 未成年の個人情報を集める場合には、保護者の同意を得なければならない。
    - ii. 集める情報は、YCEプログラムの運営管理に必要な情報のみとすべきである。
    - iii. 個人情報はその目的が果たされたら、破棄、削除、および/または抹消し、悪用されないようにすべきである。
  - b. 同意
    - i. すべての申込書には、どのような個人情報がどのように使用されるかを明確な言葉で開示すべきである。YCE委員長は、地域の個人情報保護法を遵守するとともに、YCEプログラムのために入手したすべての情報を保護する責任を負う。
  - c. 青少年のYCE体験を撮影した写真やビデオをソーシャルメディアに掲載する場合には、その青少年、または未成年であれば父母/保護者の書面による同意を得ることが奨励される。
7. YCEには観光、就学、就業は含まれず、参加する青少年は海外で暮らすこの機会を通じて自身の文化を伝え、新しい文化を体験するよう促される。

# ユースキャンプに関する方針

---

## a) 目的および目標

- ユースキャンプ・プログラムは、下記のライオンズクラブ国際協会第1の目的を推進するため、1974年に国際理事会により承認された。
  - 「世界の人びとの間に相互理解の精神をつちかい発展させる」
- 本プログラムの目標は以下の通りである。
  - 母国の異なる青少年に有意義な触れ合いの機会を与える。
  - 思想、習慣、文化的観点の共有を促す。
  - 国際理解と親善を推進し、世界平和を目指して努力する。
  - 青少年にリーダーとしての能力を身につけさせる。
  - 青少年に他者の考え方を尊重するよう促す。
  - 海外旅行を奨励する。
  - 身体と精神の両面で健全な学習体験を促す幅広い活動を提供する。
- ライオンズクラブ国際ユースキャンプは、観光を目的に行われてはならない。参加するすべての関係者は、個人的利益を何ら求めることなくプログラムを実施し、行動するものとする。
- 「ライオンズクラブ国際ユースキャンプ」の名称を使用するためには、以下の条件を満たさなければならない。
  - 国際理事会がその方針に定める要件に従い、正式なキャンプ名に「ライオンズ」の名称を使用する。
  - 期間は1週間以上とする。
  - 母国の異なる青少年を参加させる。
  - キャンプ主催者がプログラムの目標に沿って決定した活動日程を提示する。

## b) 運営手順

- キャンプのスポンサー
  - ライオンズクラブ、地区、または複合地区は、単独または共同でユースキャンプのスポンサーとなり、主催することができる。
  - 地区または複合地区YCE委員長が任命されている場合には、キャンプのスポンサーは同委員長と協力してキャンプを手配すべきである。
- 広報
  - 各キャンプの広報活動は、キャンプ委員会が地区または複合地区YCE委員長と連携して行う。地区または複合地区YCE委員長は、キャンプの日程、場所、名称、公式言語をライオンズクラブ国際協会に報告すべきである。上記の情報はライオンズクラブ国際協会によって編集され、その公式ウェブサイト、および必要に応じてその他の通信物に掲載される。
  - 地区および複合地区YCE委員長の連絡先情報は、キャンプの告知と広報を目的として国際協会ウェブサイトに掲載される。
- プログラム

- a. キャンプ・プログラムの詳細とテーマについては、ライオンズクラブ、地区、または複合地区の別を問わず、キャンプの主催者が責任を負う。キャンプ・プログラムのテーマは、ライオンズの活動に関連づけてもよい。
- b. 旅行を含むもの、文化遺産を焦点とするもの、障害者を対象とするものなど、キャンプはさまざまな形式を取り得るが、それぞれの国際ユースキャンプには以下のような活動を含めることができる。
  - i. 史跡、産業、教育・科学機関、宗教施設、環境保護区域への訪問。
  - ii. 時事問題に関するセミナーや講演。
  - iii. 典型的な家庭への訪問。
  - iv. 関連の問題に関するキャンプ参加者の討論や、ライオンズリーダー、企業・教育機関・政府の代表者との討論。
  - v. 講義、見学、セミナー、またはその他のキャンプ活動を通じたホスト国の紹介。
  - vi. キャンプ参加者が自国と文化について説明するプレゼンテーション。
- c. さまざまなリクリエーション活動。
- d. キャンプでの活動やプレゼンテーションでは、世界の時事問題に関する率直な意見交換や討論を促すべきである。ただし、政治的または国家主義的立場を主張するものとなってはならない。

#### 4. コミュニケーション

- a. キャンプ主催者は、キャンプ参加者、その父母または保護者、YCE委員長を含めて、すべての関係者に十分に情報を伝えておくものとする。問題や懸念が生じたら、ライオンズクラブ国際協会に連絡すべきである。問い合わせはすべて、直ちに対応を受けるものとする。
- b. ユースキャンプのスポンサーになることを希望しているクラブとキャンプ主催者の初回の連絡は、該当する場合には地区および複合地区YCE委員長を介して行われる。連絡先情報が不明の場合には、初回の連絡は地区ガバナーを介して行われる。
- c. キャンプと合わせてホームステイが計画されている場合には、自宅からキャンプへの出発に十分に先立って、参加する青少年、その父母または保護者、およびスポンサー地区または複合地区YCE委員長に、ホスト・ファミリーの名前と連絡先情報を伝えなければならない。
- d. ユースキャンプが地区または複合地区の青少年交換プログラムとは別に行われる場合には、キャンプのコーディネーターは、キャンプに参加する各青少年の旅行と受け入れの手配に関するすべての情報を、各地区または複合地区YCE委員長に伝えておくことを奨励される。

#### 5. 青少年の保護

- a. ホスト・ライオンズは、青少年の保護に関する現地の法律および規則に従って交換プログラムを運営する。
- b. ライオンズの青少年交換プログラムはすべて、参加する青少年の全員にとって安全な環境を作り、維持するために力を尽くす。
- c. YCE委員長またはキャンプ責任者は、虐待や嫌がらせが申し立てられた場合など、事態を報告して対処するための手続きを設けるとともに、そうした申し立てに対応する地区または複合地区の報告ガイドラインについて、すべての成人ボランティアに伝達すべきである。
- d. YCEの関係者とボランティアはすべて、接している青少年が身体的、性的、精神的虐待にあわないよう、全力を尽くして彼らを保護しなければならない。
- e. 身体的、性的、精神的虐待または嫌がらせをしたことを認め、有罪判決を受け、またはその他発覚したことのある人物が青少年と接することのないよう、妥当な措置を講ずるものとする。
- f. YCEプログラムに関与している成人に対して身体的、性的、精神的虐待または嫌がらせの申し立てがあった場合には、YCE委員長が必要に応じて国際協会と連携・協議の上でその件を解決するまで、当該の人物がYCEプログラムにおいて青少年と接触することを一切禁じなければならない。

- g. YCE委員長は、自然災害および/または内乱や政情不安などの緊急事態が生じた場合に備えて、危機管理の手続きを設けるべきである。

### c) ユースキャンプ参加者の選定

1. ユースキャンプの参加者候補はそれぞれ、ライオンズクラブによる資金援助の有無を問わず、ライオンズクラブによるスポンサーまたは承認を受けなければならない。申込書は、該当する場合には地区および複合地区YCE委員長の署名による承認を受けなければならない。YCE委員長が任命されていない地域については、地区ガバナーまたは協議会議長が署名する。地区未編成の地域や、YCEプログラムが地区または複合地区レベルで行われていない地域については、ライオンズクラブ会長が署名する。
2. 参加者は以下のいずれかの方法で選定できる。
  - a. コンテストを実施する。
  - b. 学校またはその他の地域組織に推薦してもらう。
  - c. スポンサー・ライオンズクラブの会員に推薦してもらう。
3. スポンサー・ライオンズクラブは、申込書がYCE委員長または委員会に提出される前に、参加者候補を個別に面接して審査する。
4. キャンプに受け入れる青少年の人数はキャンプ主催者によって決定され、国際協会ウェブサイトのYCE国際ディレクトリで公表される。キャンプに受け入れる青少年の人数は、一般に30人から60人までとすることが推奨される。
5. 各キャンプ委員会は、以下に基づきキャンプ参加者の資格条件を決定する。
  - a. 年齢：各参加者候補は、申し込む個々のYCEプログラムの対象年齢に該当している必要がある。
  - b. 学歴：選考プロセスでは、参加者候補の学力（または成績）と特技が考慮されるべきである。
    - i. 参加者は、国際経験を通して教養を豊かにしたいと心から願っている必要がある。
  - c. 語学力：各参加者候補は、参加を希望するYCEプログラムの公式言語によるかなりのコミュニケーション能力を持っているべきである。
  - d. 心構え：参加者候補は、分別、柔軟性、独立心、自信があることを示すとともに、他国の生活様式を学ぶことへの意欲を持っているべきである。
  - e. 健康：ライオンズクラブ国際協会は、障害を持つ青少年がYCEプログラムへの参加を申し込むことを奨励している。その青少年のYCE体験が有意義なものとなるよう、障害に対応するためにあらゆる妥当な努力が払われる。障害を持つ青少年は、個々のYCEプログラムの要件を満たしていることを条件に、プログラムへの参加資格を認められる。
    - i. YCE委員長は、その青少年に特定の疾患、特定の食物・物質（花粉、ホコリ、獣毛など）・薬品へのアレルギー、投薬の定期的な必要性または必要となる可能性、および宗教的義務による衛生または食事上の特別な要件があるかを知っておくべきである。
    - ii. すべての関係者に、その青少年の宗教的ニーズを伝えておくことが大切である。
  - f. 特定の技能：音楽や運動といった特定の技能を、個々のキャンプへの参加を認める要件にすることもできる。
  - g. 推薦：参加者候補は、少なくとも2人からの推薦状を提出すべきである。
    - i. これは、すべてのYCEプログラムの要件ではない。
  - h. 経済能力：資金援助が提供される場合には、その必要性が立証された青少年に対して提供されるべきである。
  - i. 参加経験：一般に、YCEプログラムに参加したことのない青少年を優先すべきである。

- j. YCE プログラムに関する知識：参加者候補も保護者も、YCEプログラム、その目的、目標について熟知しなければならない。
  - k. 参加者の動機：参加者は、国際理解に寄与したいという気持ちと、他国の生活様式を知り、そこから学びたいという意欲を持っているべきである。
  - l. 父母/保護者の同意：参加者の父母/保護者は、YCEプログラムの方針に全面的に同意することを、書面により証明しなければならない。
    - i. 参加者の関わる緊急事態、疾患、事故、または不測の出来事に伴う保険によって補償されない費用を負担する責任は究極的に父母/保護者にあることを、彼らは理解しなければならない。
6. ユースキャンプへの参加を希望する青少年はそれぞれ、申込書に自身の写真を添えて、キャンプ委員会に提出する。申込書には、スポンサー・ライオンズの署名が付されているとともに、参加者候補がキャンプの目的と要件に同意していることが示されていなければならない。申込書はさらに、該当する場合には地区または複合地区YCE委員長の署名による承認を受けなければならない。
  7. キャンプ主催者は、ライオンズクラブ会員の子どもの参加資格の有無を決定する。参加資格はキャンプの広報資料で発表するものとする。
  8. ユースキャンプは、単に定員を満たすこと、ホスト・ファミリーの数に合わせることに、または観光を振興することを目的として、参加者候補を受け入れてはならない。
  9. キャンプ参加者は、本方針に定めるものに加えて、別の規則も遵守するよう求められることがある。

#### **d) キャンプのリーダー**

1. キャンプのリーダーには、キャンプ委員会と協力してキャンプを企画・推進するライオンズとレオの他に、キャンプの性質に関連した経験を持つ青少年育成の専門家が含まれる。

#### **e) オリエンテーション**

1. 青少年および成人のキャンプ参加者はすべて、世界の人々の間に相互理解の精神をつちかい発展させる親善大使たるべく努力しなければならない。
2. スポンサー・ライオンズはすべての参加者に、パスポート、ビザ、予防接種、保険、関税に関する政府規制についての情報を提供する。
3. ホスト国の法律と未成年法、特に武器、アルコール飲料、薬物の使用と所持の分野について、すべてのキャンプ参加者候補に説明するものとする。
4. 参加する青少年と、可能であればその父母/保護者を対象にオリエンテーションを行うことで、キャンプおよびライオンズの目的と目標を説明し、青少年のキャンプ滞在に関するあらゆる事項を詳しく確認することが推奨される。

#### **f) 旅行の手配**

1. ユースキャンプ参加者の自宅とキャンプ間の往復旅行の手配については、すべてスポンサー・ライオンズが責任を負う。
2. 団体旅行の手配は、本プログラムの推進のみを目的として行うものとする。定員を満たすことや観光を振興することを目的として、団体旅行を計画してはならない。チャーター機を利用する場合には、海外への飛行経験が豊かで定評のある航空会社を通してのみ手配する。
3. ライオンズクラブ国際協会は旅行を計画せず、その手配にも責任を負わない。

4. 参加者候補の旅程は、キャンプへの出発の3週間前までに、キャンプ委員会に提出されるべきである。
5. やむを得ない変更または参加取り消しが生じた場合には、直ちにキャンプ委員会に通知する。キャンプ委員会は、直前の参加取り消しを減らす方法として、保証金の支払いを求めることにより、ユースキャンプへの参加に責任を持たせることができる。交代で参加する青少年も、参加を取り消した青少年と同様に、資格を十分に満たしていなければならない。
6. 団体旅行はすべて、適切な成人の監督の下に行われなければならない。
7. ユースキャンプ参加者のキャンプ前後の個人旅行、またはキャンプを離れたり欠席したりすることは、たとえ親しい友人や親戚を訪問する場合であっても、各関係者、すなわち参加者の父母/保護者、スポンサー・ライオンズクラブ、スポンサーYCE委員長、ホストYCE委員長、キャンプ責任者、ホスト・ライオンズクラブ、およびホスト・ファミリー（該当する場合）からの書面による許可が1カ月前までに得られている場合を除き、認められない。

## g) 費用負担

1. スポンサー・ライオンズ
  - a. ユースキャンプ参加者の自宅とキャンプ間の往復旅行に伴う費用については、すべてスポンサー・ライオンズが責任を負う。この費用は、スポンサー・ライオンズクラブ、可能であれば地区/複合地区、参加者自身、その家族、後援者が負担でき、またはこれら関係者が分担してもよい。
  - b. 旅行に伴う費用には、往復運賃の実費、保険料、空港使用料、関税、途中での乗り継ぎ待ちや宿泊の費用が含まれる。
  - c. キャンプに参加する青少年はすべて、支払い・予約済みの復路航空券、必要なパスポート、ビザ、健康診断書を持参しなければならない。
  - d. 予期せぬ費用や緊急費用をホスト・ライオンズが直ちに支払う必要が生じた場合には、それを負担する責任は父母または保護者にあることを、彼らに伝えるものとする。
2. ホスト・ライオンズ
  - a. キャンプ滞在中の食事、宿泊、その他青少年の受け入れに伴う費用については、すべてホスト・ライオンズが責任を負う。
  - b. キャンプに伴う費用は、予定されているプログラム、含まれる旅行、選ばれたキャンプ場、その他の要因によって異なるが、妥当な最小額に抑えるべきである。ユースキャンプの資金は以下のような方法で調達することができる。
    - i. ホスト地区または複合地区内の各クラブによる自発的な寄付。
    - ii. 地区または複合地区大会での決議により、地区または複合地区内の各クラブから徴収。
    - iii. いくつかの協力クラブで費用を分担。
    - iv. 後援者からの自発的な寄付。
    - v. キャンプ体験の一環としてホストクラブが提供する特別な文化・教育活動の妥当な費用を徴収。
  - c. 参加する青少年がホームステイをする場合にはホスト・ファミリーが部屋と食事を提供するため、ホスト・ライオンズは、青少年の滞在中にホスト・ファミリーに生じる所定の経費を支払うか、払い戻すべきである。各ホスト・ファミリーは、ホスト・ライオンズが払い戻す所定の経費について、ホスト・ライオンズと協議の上で合意を形成しておく。そのような所定の経費としては、見学などのための現地交通費、観光地や娯楽施設の入場料、外食費などが挙げられる。
3. キャンプに参加する青少年は、雑費、少額の医療費、土産代、ホストの計画に含まれない交際の費用などのために、十分な小遣いを持参する。

4. ライオンズクラブ国際協会は、資金調達に関する責任を一切負わない。

## h) 保険および損害賠償

- ユースキャンプ・プログラムとその参加関係者は、ライオンズクラブ国際協会の賠償責任保険の対象となる。つまり、YCE委員長またはプログラムの関係者が他の当事者の損害に対して法的責任を負うと見なされた場合には、国際協会の賠償責任保険が適用される可能性がある。
- 参加する青少年は、YCEプログラムの期間に遭遇するあらゆる不測の事態に対応できる十分な旅行・傷害・生命・人的財産・健康・損害賠償保険に加入している必要があり、そのことを確認する責任はスポンサーYCE委員長とスポンサー・ライオンズにある。
  - これは、参加する青少年が出発する前に確認しておくことが大切である。スポンサーYCE委員長、ホスト・ライオンズ、スポンサー・ライオンズ、およびホスト・ファミリーは、予定している活動に伴うリスクに基づき、追加で保険に加入する必要があるかを見極めるべきである。
  - 参加者にとって最善なのは、緊急医療のために本国送還が必要となった場合に備えて、その旅行保険に医療輸送補償が含まれるようにすることである。
- 追加保険の必要性の有無とは関わりなく、参加者は請求が生じた場合のために、ホストYCE委員長、ホスト・ライオンズクラブ、スポンサー・ライオンズクラブ、コーディネーター・ライオン（該当する場合）、およびホスト・ファミリーに、加入している保険会社の電話番号や現地支店など、あらゆる具体的詳細を伝えなければならない。
- スポンサー・ライオンズは、各参加者、または参加者が未成年であればその父母/保護者から、賠償責任同意書を得ておくことを検討してもよい。
  - これは、キャンプ参加申込書の一部に含めるべきである。
- 複合地区、地区、またはクラブが国際キャンプを予定しているなら、ホストYCE委員長は、キャンプまたは交換期間中の活動に応じて、キャンプ自体、関与するライオンズ、またはホスト・ファミリーのための保険に関する調査を行い、別途加入できるようにしておくべきである。
  - そのような保険の掛金は、キャンプ参加費に含めることで、キャンプ主催者に払い戻すことができる。

## i) 緊急事態および手続き

- 参加者に対する責任は、キャンプとの往復旅行中はスポンサー・ライオンズが負い、ホスト国内およびキャンプ滞在中はホスト・ライオンズが負う。
- 参加を認められていないキャンプ参加者：キャンプ主催者は、個人と団体の別を問わず、参加を認められていないキャンプ参加者を受け入れ、またはその旅行を手配する義務を負わない。
- 個人的要求：参加する青少年は、就学、研修、または就業を要求してはならない。長期の寄宿や自動車を運転する権利の要求も拒否されるべきである。
- 事故または疾患：キャンプ参加者が病気になった場合や事故にあった場合には、キャンプ責任者と現地ライオンズ役員が迅速に対応する。重篤な疾患や重大な事故の場合には、あらゆる手を尽くして直ちに参加者の父母/保護者に連絡し、医師の診断や推奨する処置を含めた情報をもれなく伝えるものとする。参加する青少年はすべて、緊急事態が生じた時に父母/保護者に連絡がつかない場合に備えて、その申込書に、必要とされるあらゆる内科または外科治療を許可する旨の父母/保護者の署名を得ておかなければならない。各キャンプは医療体制を整えるとともに、医師の手配をしておく必要がある。

5. 参加停止処分：各キャンプは、不品行を理由として青少年のキャンプへの参加を停止する権限を持つ。参加停止処分により参加者をキャンプから退去させる場合には、その処分について父母/保護者に通知するものとし、生じた経費は父母/保護者が負担する。
6. 参加者のために予期せぬ相当額の費用を直ちに支払う必要が生じた場合には、その参加者の父母/保護者とスポンサー・ライオンズは直ちにその旨通知され、これらの費用をどのように負担するかについて、合意を形成するものとする。
7. 自然災害および/または内乱や政情不安などの緊急事態が生じた場合に備えて、危機管理の手続きを設けるべきである。

#### j) 青少年交換

1. 本方針は、国際ユースキャンプとホームステイを伴う青少年交換が組み合わされた場合にも適用される。

## 青少年交換に関する方針

---

### a) 目的および目標

1. 青少年交換プログラムは、下記のライオンズクラブ国際協会第1の目的を推進するため、1961年に国際理事会により承認された。
  - a. 「世界の人びとの間に相互理解の精神をつちかい発展させる。」
2. 本プログラムの目的は以下の通りである。
  - a. 母国の異なる青少年に有意義な触れ合いの機会を与える。
  - b. 思想、習慣、文化的観点の共有を促す。
  - c. 国際理解と親善を推進し、世界平和を目指して努力する。
  - d. 青少年にリーダーとしての能力を身につけさせる。
  - e. 青少年に他者の考え方を尊重するよう促す。
  - f. 海外旅行を奨励する。
  - g. 身体と精神の両面で健全な学習体験を促す幅広い活動を提供する。
3. これらの目標は、交換生、スポンサー・ライオンズクラブ、ホスト・ライオンズクラブ、およびホスト・ファミリーに当てはまる。参加するすべての関係者は、個人的利益を何ら求めることなくプログラムを実施し、行動するものとする。

### b) 運営手順

1. コミュニケーション
  - a. 青少年交換プログラムの運営には、関係者間の緊密な連絡が不可欠である。すべての関係者に絶えず情報を伝達し、連絡を受ける度に直ちに応答することは、参加している関係者全員の義務である。問い合わせを受けたら、是非を問わず答えを、即答できない場合には後に決定される旨を、直ちに相手に伝えなければならない。
  - b. 関与するスポンサー・ライオンズクラブとホスト・ライオンズクラブの初回の連絡は、地区または複合地区YCE委員長を介して行われる。連絡先情報が不明の場合には、この連絡は各地区ガバナー

または協議会議長に対して行われる。スポンサー・ライオンズクラブ、地区、または複合地区とは、交換生を外国に送り出すクラブ、地区、または複合地区である。ホスト・ライオンズクラブ、地区、または複合地区とは、交換生を受け入れるクラブ、地区、または複合地区である。

- c. 青少年交換の期間に行われるプログラムの詳細を初回の連絡時に伝えることは、ホスト・ライオンズの義務である。
- d. 交換生候補はそれぞれ、ホスト・ファミリー候補に対する自己紹介の手紙を申込書に添え、自身の関心、学業、趣味、家族とその職業、暮らしている地域社会、旅行経験、交換に対する期待、食事・健康・宗教上の要件に関する情報を含めるものとする。この手紙は、交換の際に使われる言語として合意された言語で書く。
- e. ホスト・ファミリー候補は、自己紹介の手紙をプログラムへの参加申込書に添える。その内容は、交換生の受け入れが決まった時点で、ホスト・ライオンズから交換生とスポンサー・ライオンズに伝えられる。この手紙は、交換の際に使われる言語として合意された言語で書く。
- f. 交換生候補はそれぞれ、ライオンズクラブによる資金援助の有無を問わず、ライオンズクラブによるスポンサーまたは承認を受けなければならない。申込書は、該当する場合には地区および複合地区YCE委員長の署名による承認を受けなければならない。YCE委員長が任命されていない地域については、地区ガバナーまたは協議会議長が署名する。地区未編成の地域や、YCEプログラムが地区または複合地区レベルで行われていない地域については、ライオンズクラブ会長が署名する。

## 2. 青少年の保護

- a. ホスト・ライオンズは、青少年の保護に関する現地の法律に従って交換プログラムを運営する。
- b. ライオンズの青少年交換プログラムはすべて、参加する青少年の全員にとって安全な環境を作り、維持するために力を尽くす。
- c. YCE委員長は、虐待や嫌がらせが申し立てられた場合など、事態を報告して対処するための手続きを設けるとともに、そうした申し立てに対応する報告ガイドラインについて、すべての成人ボランティアに伝達すべきである。
- d. YCEの関係者とボランティアはすべて、接している青少年が身体的、性的、精神的虐待にあわないよう、全力を尽くして彼らを保護しなければならない。
- e. YCE委員長は、身体的、性的、精神的虐待または嫌がらせをしたことを認め、有罪判決を受け、またはその他発覚したことのある人物が、YCEプログラムにおけるボランティアとして青少年と接することのないようにする。
- f. YCEプログラムに関与している成人に対して身体的、性的、精神的虐待または嫌がらせの申し立てがあった場合には、YCE委員長が必要に応じて国際協会と連携・協議の上でその件を解決するまで、当該の人物がYCEプログラムにおいて青少年と接触することを一切禁じなければならない。
- g. YCE委員長は、自然災害および/または内乱や政情不安などの緊急事態が生じた場合に備えて、危機管理の手続きを設けるべきである。

## c) 青少年交換生の選定

- 1. スポンサー・ライオンズクラブは、交換生を選ぶ前に、すべての候補を慎重に審査する。
- 2. スポンサー・ライオンズクラブは、以下に基づき審査の要素を決定する。
  - a. 年齢：各交換生候補は、申し込む個々のYCEプログラムの対象年齢に該当している必要がある。
  - b. 学歴：選考プロセスでは、交換生候補の学力（または成績）と特技が考慮されるべきである。
    - i. 交換生は、国際経験を通して教養を豊かにしたいと心から願っている必要がある。
  - c. 語学力：各交換生候補は、参加を希望するYCEプログラムの公式言語によるかなりのコミュニケーション能力を持っているべきである。

- d. 心構え：交換生候補は、分別、柔軟性、独立心、自信があることを示すとともに、他国の生活様式を学ぶことへの意欲を持っているべきである。
  - e. 健康：ライオンクラブ国際協会は、障害を持つ青少年がYCEプログラムへの参加を申し込むことを奨励している。その青少年のYCE体験が有意義なものとなるよう、障害に対応するためにあらゆる妥当な努力が払われる。障害を持つ青少年は、個々のYCEプログラムの要件を満たしていることを条件に、プログラムへの参加資格を認められる。
    - i. YCE委員長は、その青少年に特定の疾患、特定の食物・物質（花粉、ホコリ、獣毛など）・薬品へのアレルギー、投薬の定期的な必要性または必要となる可能性、および宗教的義務による衛生または食事上の特別な要件があるかを知っておくべきである。
    - ii. すべての関係者に、その青少年の宗教的ニーズを伝えておくことが大切である。
  - f. 特殊技能：音楽や運動といった特定の技能を、個々のYCEプログラムへの参加を認める要件にすることもできる。
  - g. 推薦：交換生候補は、少なくとも2人からの推薦状を提出すべきである。
    - i. これは、すべてのYCEプログラムの要件ではない。
  - h. 経済能力：資金援助が提供される場合には、その必要性が立証された青少年に対して提供されるべきである。
  - i. 参加経験：一般に、YCEプログラムに参加したことのない青少年を優先すべきである。
  - j. YCEプログラムに関する知識：交換生も保護者も、YCEプログラム、その目的、目標について熟知しなければならない。
  - k. 交換生の動機：交換生は、国際理解に寄与したいという気持ちと、他国の生活様式を知り、そこから学びたいという意欲を持っているべきである。
  - l. 父母/保護者の同意：交換生の父母/保護者は、YCEプログラムの方針に全面的に同意することを、書面により証明しなければならない。
    - i. 交換生の関わる緊急事態、疾患、事故、または不測の出来事に伴う保険によって補償されない費用を負担する責任は究極的に父母/保護者にあることを、彼らは理解しなければならない。
3. YCE委員会は、ライオンズクラブ会員の子女の参加資格の有無を決定する。参加資格は交換の広報資料で発表するものとする。
4. 各ホスト・ライオンズクラブは、本方針に定めるものに加えて、別の規則も遵守するよう求められることがある。
5. 各交換生候補は、青少年交換への参加を希望していることの証拠を提示する必要がある。また、本人とその父母/保護者がプログラムの規則を熟知し、当該の規則およびプログラムの目標と目的に従うことに同意する旨の文書に署名の上、これを提出しなければならない。
6. 旅行の定員/ホスト・ファミリーの数：スポンサー・ライオンズは、単に団体旅行の定員を満たすことやホスト・ファミリーの数に合わせることを目的として、交換生を受け入れてはならない。
7. 受け入れに関する要件：スポンサー・ライオンズは、ホスト・ファミリーが決まるまで、青少年を交換生として認めたり、旅行を手配したりしてはならない。

#### **d) ホスト・ファミリーの選定**

- 1. ホスト・ファミリー候補の選考はホスト・ライオンズによって行われる。ホスト・ファミリー候補は、以下の観点から住宅および家庭環境の調査を受けることに同意すべきである。
  - a. 年齢：ホスト・ファミリーには、交換生と年齢の近い青少年との付き合いがあるべきである。子どもがいる家庭が望ましいが、必須条件ではない。

- b. 適性：ホスト・ファミリーとその成員の人格および態度として、理解力、関心、柔軟性、寛容さ、青少年とうまくコミュニケーションをとる能力および/または適切に扱う能力などが考慮される。
  - c. 語学力：家族の1人以上が交換生の母語を話せると有益であり、場合によっては必要である。
  - d. 青少年交換プログラムおよび方針に関する知識：青少年交換を成功させるには、ホスト・ファミリーの全員が青少年交換プログラムおよびその方針、目的、目標について熟知していることが重要である。家族の全員がその責任を理解し、担うべきである。非ライオンズの家族をホスト・ファミリーとして選ぶ場合には、ライオンズの活動と目的、特に青少年交換プログラムとその方針について、彼らに十分に説明する必要がある。
  - e. 生活環境：贅沢である必要はないが、交換生1人を受け入れても、家族が窮屈な思いをしたり、経済的に困らない程度の余裕が必要である。
  - f. ホスト・ファミリーの希望：交換生の国籍、言語、宗教、性別、年齢などに対するホスト・ファミリーの態度を見極める。特別な希望があるか、選考時の面接で確認すべきである。
2. ホスト・ファミリーの数：ホスト・ライオンズは、単に必要な数を確保することを目的として、ホスト・ファミリーを選んではならない。

## e) 交換生の受け入れ

1. 青少年交換生の受け入れはホスト・ライオンズのアクティビティであり、責任である。こうした責任には、交換生の送迎、福祉、滞在中の交流や文化的娯楽などが含まれる。
2. ホスト・ファミリーと交換生の問題や不和が生じた場合に備えて、適切なホスト・ライオンズが、交換生を別の資格あるホスト・ファミリーに円満に移せるようにしておかなければならない（そのために、ホスト・ファミリーの補欠を1つ以上選んでおくことが推奨される）。
3. ホスト側が適切なあらゆる手を尽くしても解決できない極めて深刻な問題が生じた場合には、交換生の父母、場合によってはスポンサー・ライオンズに連絡する必要があることもある。青少年を帰国させるとの決定が下された場合には、誰に非があろうと、適切なホスト・ライオンズが帰国を手配するものとする。
4. ホスト・ファミリーの家庭では、交換生は家族の一員として扱われる。その関係は交換生自身の家庭とは全く異なっている場合もあるが、ホスト・ファミリーは普段通りの生活を送るべきである。異なった習慣や生活様式を学ぶことは、交換の目標の1つである。
5. 他国の文化と海外旅行に関する予備知識
  - a. 青少年交換を実施するスポンサー・ライオンズとホスト・ライオンズ、参加する青少年と成人には、互いの相手国と関係者の習慣や期待、特にホスト国の習慣や期待を熟知しておく義務がある。
  - b. スポンサー・ライオンズは、パスポート、ビザ、予防接種、保険、関税に関する政府規制について詳しく説明するものとする。
  - c. 交換生には、ホスト国の法律に従わなければならないことを十分に理解させる。特に大切なのは、その国の法律における武器、アルコール飲料、麻薬の所持または使用の分野、および未成年法のすべての条項について理解させることである。

## f) 旅行の手配

1. 交換生の自宅とホスト地域間の往復旅行の手配および旅費については、すべてスポンサー・ライオンズクラブが責任を負う。

2. 団体旅行の手配は、本プログラムの目標の推進を目的とするものでなければならない。単に定員を満たすことや観光を振興することを目的として、団体旅行を計画してはならない。ホスト国のライオンズに不当な負担を強いることになるからである。チャーター機を利用する場合には、海外への飛行経験が豊かで定評のある航空会社を通してのみ手配する。
3. ライオンズクラブ国際協会は旅行を計画せず、その手配にも責任を負わない。
4. 交換と旅行の日程はその6週間前までに、スポンサー・ライオンズとホスト・ライオンズの合意により決定する。旅行の日程と手段は、手配が終わり次第通知される。
5. 計画の変更はすべて、可能な限り互いの合意によるものとする。直前にやむを得ない変更が生じた場合には、直ちにホスト・ライオンズクラブとホスト・ファミリーに通知する。交換生を代える場合には、交代する青少年も元の青少年と同様に十分な審査を受け、資格を満たしていなければならない。
6. 大勢の交換生が団体に旅行する場合には常に、責任あるリーダーの下で行動するものとする。グループリーダーを務めるようスポンサー・ライオンズから要請された人物の旅費、宿泊費、およびホスト国内での経費については、すべてスポンサー・ライオンズが責任を負う。
7. 交換生の交換前後の個人旅行は、たとえ親しい友人や親戚を訪問する場合であっても、各関係者、すなわち交換生の父母/保護者、スポンサー・ライオンズクラブ/地区/複合地区、スポンサーYCE委員長、ホストYCE委員長、ホスト・ライオンズクラブ/地区/複合地区、およびホスト・ファミリーからの書面による許可が1カ月前までに得られている場合を除き、認められない。

## g) 保険および免責

1. ライオンズクラブ、地区、または複合地区のプログラムとしての青少年交換プログラムは、賠償責任保険（GLI）プログラムの対象となる。つまり、YCE委員長またはYCEプログラムの関係者が損害に対して法的責任を負うと見なされた場合には、国際協会の賠償責任保険が適用される可能性がある。GLIは一般に、事故または緊急事態には対応しない。したがって、傷害保険、旅行保険、医療保険、またはその他の保険への加入が必要になることがある。
2. 交換生は、YCEプログラムの期間に遭遇するあらゆる不測の事態に対応できる十分な旅行・傷害・生命・人的財産・健康・損害賠償保険に加入している必要があり、そのことを確認する責任はスポンサーYCE委員長とスポンサー・ライオンズにある。
  - a. これは、交換生が出発する前に確認しておくことが大切である。スポンサーYCE委員長、ホスト・ライオンズ、スポンサー・ライオンズ、およびホスト・ファミリーは、予定している活動に伴うリスクに基づき、追加で保険に加入する必要があるかを見極めるべきである。
  - b. 交換生にとって最善なのは、緊急医療のために本国送還が必要となった場合に備えて、交換生の旅行保険に医療輸送補償が含まれるようにすることである。
3. 追加保険の必要性の有無とは関わりなく、交換生は請求が生じた場合のために、ホストYCE委員長、ホスト・ライオンズクラブ、スポンサー・ライオンズクラブ、コーディネーター・ライオン（該当する場合）、およびホスト・ファミリーに、加入している保険会社の電話番号や現地支店など、あらゆる具体的詳細を伝えなければならない。
4. スポンサー・ライオンズは、各交換生、または交換生が未成年であればその父母/保護者から、賠償責任免責同意書を得ておくことを検討してもよい。
  - a. これは、交換生参加申込書の一部に含めるべきである。

## h) 費用負担

## 1. スポンサー・ライオンズ

- a. 交換生の自宅とホスト地域間の往復旅行に伴う費用については、すべてスポンサー・ライオンズが責任を負う。
- b. この費用は、クラブ、地区/複合地区（可能であれば）、交換生自身および/またはその家族が負担でき、またはこれら関係者が分担してもよい。
- c. 旅行に伴う費用には、運賃の実費、保険料、空港使用料、関税、途中での乗り継ぎ待ちや宿泊の費用が含まれる。

## 2. ホスト・ライオンズ

- a. 交換生の食事、宿泊、その他受け入れに伴う費用については、すべてホスト・ライオンズが責任を負う。
- b. ホスト・ファミリーが部屋と食事を提供するため、ホスト・ライオンズは、交換生の滞在中に生じる所定の経費を支払うか、払い戻すべきである。
- c. 各ホスト・ファミリーは、ホスト・ライオンズクラブが生じた経費を払い戻す活動について、ホスト・ライオンズと協議の上で合意を形成しておく。
  - i. そのような所定の経費としては、見学などのための現地交通費、観光地や娯楽施設の入場料、外食費などが挙げられる。

## 3. 交換生

- a. 各交換生は、雑費、少額の医療費、土産代、ホストの計画に含まれない交際の費用などのために、十分な小遣いを持参する。ホスト・ライオンズは、交換生の小遣いの具体的な金額を提案することができる。

## i) 緊急事態

1. 交換生に対する旅行中の責任はスポンサー・ライオンズが負い、ホスト国および地域滞在中の責任はホスト・ライオンズが負う。
2. これまでに緊急事態が起きたことは極めてまれではあるが、万一に備えて責任の範囲が以下のように定められている。
  - a. 想定外の訪問者：ライオンズクラブは、個人と団体の別を問わず、想定外の訪問者の受け入れまたは旅行手配には責任を負えない。
  - b. 不当な個人的要求：就学、研修または就業、長期の寄宿、自動車の運転などの要求は禁じられる。
  - c. 事故または疾患：交換生が病気になった場合や事故にあった場合には、ホスト・ファミリーとホスト・ライオンズの対応が必要となる。重篤な疾患や重大な事故の場合には、あらゆる手を尽くして直ちに交換生の父母/保護者に連絡し、医師の診断や推奨する処置について伝えるべきである。交換生はすべて、必要とされるあらゆる内科または外科治療を許可する旨の父母/保護者の同意書を持参しなければならない。
  - d. 不適合：ホスト・ファミリーと交換生の関係が極度に悪化した時には、ホスト・ライオンズが善処すべきである。極端な場合には、交換生を帰国させる手配が必要になることもある。
  - e. ホスト・ファミリーの交代：割り当てられたホスト・ファミリーが交換生の受け入れを約束した後でプログラムへの参加を取り消した場合には、資格ある別のホスト・ファミリーを用意することはホスト・ライオンズの義務である。ホスト・ライオンズは、交換が取り止めとならないよう、あらゆる手を尽くすものとする。
  - h. 危機的事態：自然災害および/または内乱や政情不安などの緊急事態が生じた場合に備えて、危機管理の手続きを設けるべきである。

## j) 緊急の支出に関する手続き

1. 前払いを要する予期せぬ相当額の費用が生じた場合には、それを負担する究極的責任は交換生の父母/保護者が負う。青少年を受け入れる前に、父母/保護者にその旨を通知するものとする。
2. そのような事態が生じた場合には、直ちに父母/保護者およびスポンサー・ライオンズの立場を明確にする。その上で初めて、ホスト・ライオンズは費用を一部負担するか、立て替えるかを検討する。
3. 必要とされる緊急対応その他の予期せぬ措置のためにホスト・ライオンズが費用を立て替えた場合には、そのことを父母/保護者およびスポンサー・ライオンズに報告し、払い戻しを希望する費用の全額またはその一部を詳しく伝えることができる。
4. すべての当事者は、完全に公正な理解と善意の精神により、払い戻しの問題を解決すべく努めるべきである。

# トップテンYCE委員長賞

---

## a) トップテンYCE委員長賞は、以下の規則に従い授与される。

1. 推薦書と必要事項が記入された報告書を、8月15日までにライオンズクラブ国際本部に提出する。
2. トップテンYCEプログラム委員長は、10月の国際理事会会議で奉仕事業委員会によって選定される。
3. 上記の報告書には、以下の情報が含まれていなければならない。
  - a. 地区/複合地区のYCEプログラムに参加した青少年の総数。
  - b. これらの青少年の出身国の数。
  - c. 計画と受け入れに参加したライオンズクラブの数
  - d. 海外のYCEプログラムに参加するために地区/複合地区のスポンサーを受けた青少年の総数。
  - e. 青少年を派遣した国の数。
  - f. 青少年のスポンサーとなったライオンズクラブの数。
4. 国際本部では、推薦書と委員長の報告書をEメール ([youthexchange@lionsclubs.org](mailto:youthexchange@lionsclubs.org)) で受け付ける。
  - a. 新聞の切り抜き、写真、またはその他の特別な資料を添付してもよい。
5. 前協議会議長は、複合地区内から候補者を1人推薦できる。
  - a. この候補者としては、複合地区からの候補者が1人となるよう、複合地区YCE委員長を選んでもよいし、複合地区内の地区YCE委員長の中から選んでもよい。
6. 前地区ガバナーは候補者を1人推薦できる。
7. 準地区が15以上ある複合地区については、年に2人を推薦することが認められる。
8. 候補者が選考を受けるためには、地区または複合地区YCE委員長として、MyLCIを通して国際本部に正式に報告されていなければならない。
9. トップテンYCE委員長賞は、表彰を行うにふさわしい行事において、出席している最高位のライオンズ役員から各受賞者に贈呈されるものとする。

# 政治的目的による青少年交換

---

1. YCEプログラム、その連絡先情報または役職を政治的目的で利用することは、明確に禁止される。